



五管区水路通報第36号

370項-376項

令和6年9月13日

- [索引](#)
- [通報各項](#)
- [有効通報一覧](#) (直近3ヶ月以内に限る)
- [参考情報](#)

※ 本通報に使用している経度、緯度は[世界測地系\(WGS-84\)](#)に基づいています ※



五管区水路通報のバックナンバー（本年分）になります。
昨年以前のバックナンバーについては[こちら](#)をご覧ください。



五管区水路通報に関する説明事項をまとめた解説です。
ご利用の際にあわせてご確認をお願いします。



水路業務法に基づく許可を受けた水路測量をこちら※に公示しています。
公示されるものは五管区水路通報への掲載を省略しています。
※第五管区海上保安本部の管轄区域内（以下、管内）に限ります



管内において定例的に実施されている小型船舶実技講習、ヨット等レース（練習を含む）などの実施
区域をこちらにまとめて掲載しています。
ここに掲載されていないものについては五管区水路通報で情報提供いたします。



管内の沿岸部に設置されている定置網等の漁具に関する情報を掲載しています。
これらの漁具付近では事故が発生しやすいことから注意して航行をお願いします。
なお、漁業法による定置漁具の概略位置は[海洋状況表示システム\(海しる\)](#)に掲載しています。



海上保安庁または防衛省自衛隊が管内において常時または定例的に実施している訓練に関する情報を
掲載しています
防衛省自衛隊が実施する訓練情報は[こちら\(防衛省\)](#)からも確認することが可能です。



水路通報を文字だけではなくビジュアル的に表示させて確認することができます。
※ビジュアルページは[こちら](#)から（"第五管区水路通報"にチェックを入れてください）

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL: 078-391-6651 (内線2515、2516) FAX: 078-332-6307 (自動受信)

五管区水路通報 36 号 索引图



※背景图(出典):国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

| | | | |
|------------------------|------|-----------------|---------------|
| 第 370項 | 本州南岸 | 潮岬南東方至室戸岬南方 | 海洋調査 |
| 第 371項 | 紀伊水道 | 和歌山下津港、和歌山区、第1区 | 防波堤撤去工事 |
| 第 372項 | 大阪湾 | | 船舶通航信号所一時業務休止 |
| 第 373項 | 大阪湾 | 阪南港、第1区 | 航泊禁止区域設定 |
| 第 374項 | 瀬戸内海 | 姫路港、広畑航路付近 | 水深減少及び浅所存在 |
| 第 375項 | 瀬戸内海 | 播磨灘北部 | 魚礁設置作業 |
| 第 376項 | 四国南岸 | 足摺岬北西方 | 灯台復旧 |

★6年370項 本州南岸 - 潮岬南東方至室戸岬南方 海洋調査

潮岬南東方至室戸岬南方において、研究船「かいめい」(5,747トン)による海洋調査が実施される。

期間 令和6年9月26日～10月10日までの15日間

区域 下記経緯度線及び陸岸で囲まれる海域

(1) 33-50N (2) 32-30N

(3) 134-10E (4) 137-05E

備考 ROV(有線式無人潜水探査機)による作業を実施

海図 W1072

出所 海洋研究開発機構

[→TOP](#)



★6年371項 紀伊水道 - 和歌山下津港、和歌山区、第1区 防波堤撤去工事

北防波堤付近において、潜水士・起重機船による防波堤撤去工事が実施される。

期間 令和6年9月20日～令和7年2月28日 日出～日没

区域 下記4地点により囲まれる海域

(1) 34-13-07N 135-08-15E (岸線上)

(2) 34-13-02N 135-08-17E

(3) 34-12-57N 135-08-00E

(4) 34-13-03N 135-08-02E

備考 警戒船を配備

海図 W1150(JP共)

出所 和歌山下津港長

[→TOP](#)



★6年372項 大阪湾 - 船舶通航信号所一時業務休止

神戸船舶通航信号所(灯台表第1巻8404)(34-39.1N 135-13.1E)において、神戸レーダー映像を使用した情報提供業務が一時休止される。

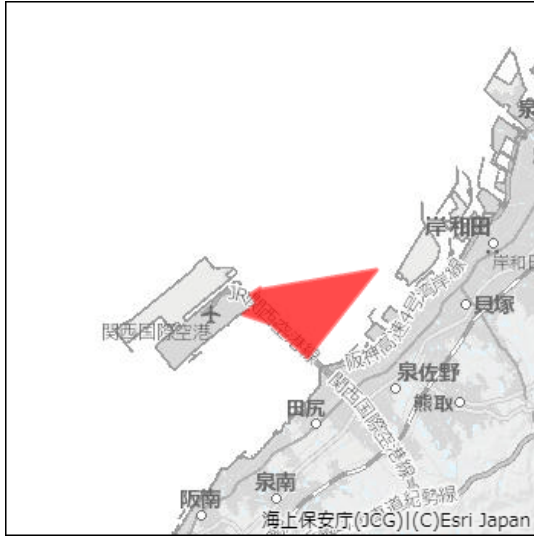
期 間 令和6年9月29日(予備日10月6日) 0900~1300

区 域 付図参照

海 図 W199(北泊地)-W1141(JP共)-W1103(JP共)-W150A(JP共)
-W106(JP共)

出 所 五本交通部

[→TOP](#)



★6年373項 大阪湾 - 阪南港、第1区 航泊禁止区域設定

岸和田航路付近において、一般船舶の航泊が禁止される。
(行事に従事する船舶、港長が許可した船舶及び官公庁船を除く。)

期 間 令和6年9月21日 1845~2015

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-30-56N 135-22-01E

(2) 34-30-43N 135-22-20E

(3) 34-30-34N 135-22-11E

(4) 34-30-46N 135-21-52E

備 考 上記各点に区域明示用の灯付浮標を設置
警戒船を配備

海 図 W1110(JP共)-W1141(JP共)

出 所 阪南港長公示第6-1号(6.9.3)

[→TOP](#)



★6年374項 瀬戸内海 - 姫路港、広畑航路付近 水深減少及び浅所存在

広畑航路付近において、水深減少及び浅所が存在する。

1. 海図図載より約0.5m~1.0m減少している

区 域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 34-46-09.7N 134-37-44.5E
- (2) 34-46-08.5N 134-37-45.6E
- (3) 34-46-02.3N 134-37-44.2E
- (4) 34-46-01.9N 134-37-44.8E
- (5) 34-46-00.4N 134-37-42.8E
- (6) 34-46-00.9N 134-37-41.4E
- (7) 34-46-04.1N 134-37-41.4E

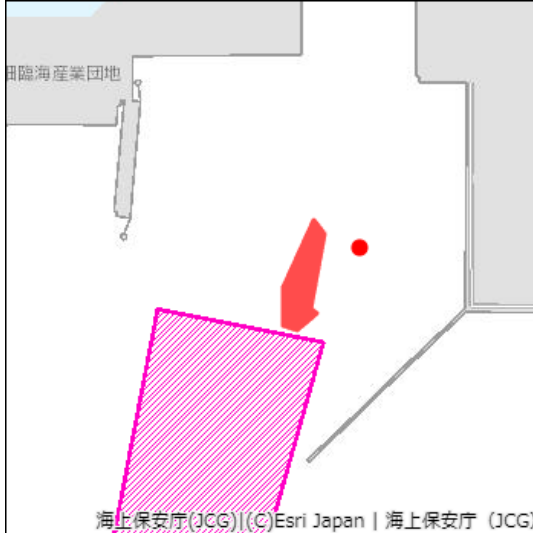
2. 浅所存在

位 置 (8) 34-46-07.4N 134-37-49.2E (水深約11.6m)

海 図 W134B(JP共)

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年375項 瀬戸内海 - 播磨灘北部 魚礁設置作業

地ノ唐荷島付近において、ガット船等による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和6年9月24日～10月20日(予備日含む)

位 置 34-44-43N 134-29-50E 付近

備 考 警戒船を配備

海 図 W1113

出 所 五本部海洋情報部

[→TOP](#)



★6年376項 四国南岸 - 足摺岬北西方 灯台復旧

五管区水路通報6年31号332項削除

以布利港沖第3防波堤北灯台(灯台表第1巻3096.8)(32-48.2N 132-58.0E)は復旧した。

海 図 W108(JP共)-W1220(JP共)

出 所
[→TOP](#)

高知海上保安部



※ 2024年6月13日以降で現在有効な五管区水路通報一覧（直近3ヶ月以内に限る）

| | |
|--------|---|
| W46 | 2024-30-315 |
| W59 | 2024-25-278 |
| W74 | 2024-33-346 |
| JP77 | 2024-33-351 |
| W77 | 2024-33-351 |
| W97 | 2024-31-324 、 2024-31-323 |
| W99 | 2024-30-315 |
| JP101A | 2024-34-360 、 2024-32-339 |
| W101A | 2024-34-360 、 2024-32-339 |
| W101B | 2024-32-339 |
| JP101B | 2024-32-339 |
| JP106 | 2024-34-358 、 2024-27-295 |
| W106 | 2024-34-358 、 2024-27-295 |
| W107 | 2024-31-327 |
| JP107 | 2024-31-327 |
| JP108 | 2024-36-376 、 2024-33-351 |
| W108 | 2024-36-376 、 2024-33-351 |
| W110 | 2024-34-363 |
| JP112 | 2024-31-331 、 2024-27-300 |
| W112 | 2024-31-331 、 2024-27-300 |
| W123 | 2024-31-326 、 2024-23-260 、 2024-21-240 |
| JP123 | 2024-31-326 、 2024-23-260 、 2024-21-240 |
| W131 | 2024-30-321 |
| JP131 | 2024-30-321 |
| W134B | 2024-36-374 、 2024-34-361 |
| JP134B | 2024-36-374 、 2024-34-361 |
| W150A | 2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295 |
| JP150A | 2024-34-358 、 2024-32-337 、 2024-27-295 |
| W150B | 2024-31-330 |
| JP150C | 2024-32-337 、 2024-27-300 |
| W150C | 2024-32-337 、 2024-27-300 |
| W157 | 2024-33-351 、 2024-32-333 、 2024-26-290 |
| W1072 | 2024-32-342 、 2024-27-302 |
| JP1103 | 2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295 |
| W1103 | 2024-34-358 、 2024-32-338 、 2024-31-326 、 2024-27-295 |
| JP1107 | 2024-26-285 |
| W1107 | 2024-26-285 |
| W1110 | 2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-295 、 2024-23-257 |
| JP1110 | 2024-34-358 、 2024-30-320 、 2024-27-295 、 2024-23-257 |
| W1113 | 2024-31-329 、 2024-31-328 |
| W1126 | 2024-35-369 |
| W1140 | 2024-33-352 |
| W1141 | 2024-32-338 、 2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 |
| JP1141 | 2024-32-338 、 2024-30-320 、 2024-30-319 、 2024-24-268 |
| W1142 | 2024-33-350 |
| W1145 | 2024-33-347 、 2024-30-317 |

| | |
|--------|-----------------------------|
| W1148 | 2024-23-260 |
| JP1150 | 2024-33-348 |
| W1150 | 2024-33-348 |
| W1220 | 2024-36-376 |
| JP1220 | 2024-36-376 |
| W1398 | 2024-30-318 |

[TOPに戻る](#)

参考情報

GIS地理情報の提供について（試行中）



五管区水路通報をKML形式で提供しています。
このデータは五管区水路通報に地理空間情報を組み合わせたもので対応するソフトウェアでの表示が可能です。（※詳細については[こちら](#)を参照してください）

アンケートの実施について



五管区水路通報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。



五管区地域航行警報に関するアンケートを実施しています。
皆様からの貴重なご意見をご提供よろしくお願いいたします。

[海上保安庁海洋情報部](#)

[水路通報](#)

[航行通報](#)

[灯台表（追加表）](#)

[水路誌（追補）](#)

[水路業務法第8条に基づく公示](#)

[【▲ページトップへ戻る】](#)